



参 考 資 料

債権の管理体制及び手法の 整備について

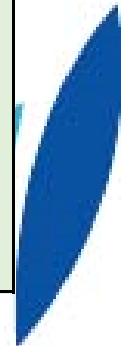
野洲市総務部納税推進課





市の債権の種類

| | | 強制徴収の方法 | |
|-------|----------------------|-------------------------|------------------------------------|
| 債権の消滅 | | 地方税法等に規定 (滞納処分が可能) | 民事裁判の手續 (支払督促・少額訴訟など) |
| | 時効完了による | 市税・介護保険料など ⇒ 強制徴収公債権 | 幼稚園保育料・ 公共施設使用料など ⇒ 非強制徴収公債権 |
| | 時効の援用または 条例の規定が必要 | 該当なし | 水道料金・ 市営住宅使用料など ⇒ 私債権 |



野洲市債権管理条例の特徴

市の債権の性格

- 公共サービスを支える財源 **税**
- 公共サービスの対価 **料金**



- 滞納の補填はいずれも**税財源**

- 市民生活を支えるための財源(債権)

市民生活を壊してまでは回収しない
滞納を市民生活支援のきっかけにする

滞納は
生活状況の
シグナル

ようこそ
滞納いただき
ました



債権管理条例制定の背景

①効率的な債権管理体制の整備の必要性

(条例の一元化対象は、非強制徴収公債権
及び私債権)

- ・滞納している市民の状態を総合的に把握
- ・債権管理に必要な知識・経験を蓄積

②私債権の整理（放棄）の必要性

- ・長期にわたる不良債権の整理

③生活再建の視点を踏まえる必要性

- ・生活困窮者への支援

→ 平成27年4月に施行





債権管理条例に期待される効果

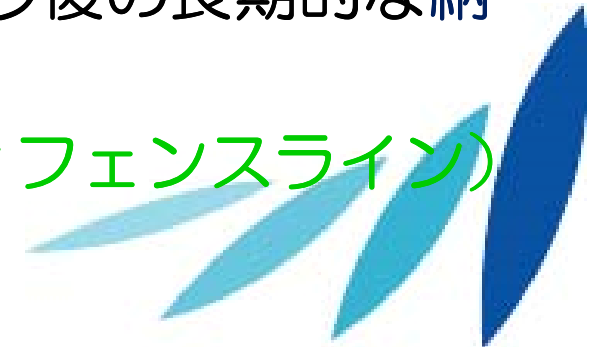
①効果的な債権管理体制（庁内各所属との連携）

- 差押よりも市民生活相談部局との連携による債務整理の方が納税額を生み出しやすい
- 徴収困難債権の一元管理体制

②私債権の債権放棄による整理（徴収が困難な債権）

③生活困窮者対策と長期的な視野に立つ債権回収

- 差押等による一時的な改善でよいのか？
 - 一時的に市債権を猶予・放棄しても生活困窮者支援を優先
- 頼りになる行政⇒市民生活の安定こそが今後の長期的な納付意欲の向上につながる。
(行政こそが市民にとってのファイナルディフェンスライン)





債権管理事務の課題①

情報の共有化

税の滞納者情報を他の債権徴収に活用できない

→地方税法22条による守秘義務

⇒一元化による行政サービスの効率化が制約される

- 今後、国に対して関係法令の柔軟な解釈等の対応を要望





債権管理事務の課題②

生活困窮者の市民生活相談課への誘導方法

- 困っている市民は自ら相談に来ない
- 市の情報を活用し、相談（生活支援）につなぐことが必要
 - 各課の納付相談等における対応研修が必要
 - 頼りがいのある市役所のアピールの必要性

困っている市民を市役所から見つけ、
生活支援→生活改善・納付→地域の活性化

